



▽道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す

▽道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

質 疑 應 答

問 道路法第三十九條に依り沿道受益者に負擔を命ずる場合に於て沿道各権利者に對して受益の割合を定むることは其の繁に堪えざるのみならず農山村の如きは其の範圍を定むること殆んど不可能に屬す、是れ現に各府縣共に本條適用の必要を痛感し乍ら其の實行を躊躇せる所以なり、又既に縣令の發布を見たる宮崎京都兩府縣の如きも殆んど其の實行難に陥り爲めに京都府の如きは參事

法 令

會の諒解を得て該縣令の適用を見合せ居るの状況に在り、就ては之れが運用を圓滑ならしむるの便法として郡部市街地に非ざる箇所限り地元町村に負擔金を賦課することに規定せば前記の困難を排して規定の運用頗る容易なるべし、目下各府縣に於ける實際の状況に徴するも府縣道改修費に對し地元町村より工事費の一部を寄附せるの實狀なるを以て實行上格別の支障を生ぜざるべし、尙ほ明治四十五年第四十四號行政裁判所判決に於て村が直接の利害關係を有せざる場合に於ても其の住民を代表して地方公益の爲訴訟當事者となり得る旨を判示せるより見るも其の適當なるを認む、尙道路の如きは其の性質普遍的にして特に府縣道の如きは町村全般の公益に關係するもの多きを以て其の實行上支障なしと認む、而して利害の關係特に局部的なるものに付ては町村制第二百二條に依り町村に於て其の負擔額を關係者に分賦し以て負擔の公平を期し得るものと思考す、貴見如何(徳島縣欄橋義信)

答 道路法第三十九條に依る受益者負擔金は道路に關する工事に因り著しく利益を受くる者に課せらるゝのであるが茲に所謂「著しき利益」といふのは本誌前月號「街路受益者負擔に於ける所謂

利益に就いて」といふ飯沼内務事務官の研究論文にもある如く「利用の程度の多少といふがごとき不明確なる程度問題にあらずして、局部的に土地の増價といふことに反映し來るところの前述の利益を指すものに外ならないのである、著しきといふ用語自體が比較的相對的の意義を含む嫌がないが、しかし上述せるが如くこれはむしろ局部的利益 local benefit または特別な利益 Special benefit の義と解せざるを得ない。」(本誌前月號三五頁參照)、従つて或る村を通過してゐる府縣道が改築された爲めにその村の住民が他の住民に比して一帯に多くの利益を受くるからといふ理由でその村民一般に對し受益者負擔金を賦課し又は其の村自體に之を賦課するといふことは出来ない、農山村に於ても利用の程度の増進といふことは市街地に於けると同じく著しく目立つけれども、此の所謂局部的利益又は特別な利益は都市の街路に於ける如く著しく目立つ程度に達することが比較的少い爲めに道路法第三十九條の運用上困難を感ずることになるのであるが、これは受益者負擔制度の性質上止むを得ざることもあり且又然かあるべきことでもある、以上は現行法の解釋であつて問者も既に

御承知のことであらう。

問者は更に進んで立法論として地元町村に負擔金を賦課し得るといふ規定を新に設けては如何と言ひ、且其の實際の運用上にも支障なしと述べて居られるのであるが、私は立法論としても遽に賛成し兼ねるのである、何となれば道路法は道路に國道以下の階級を設けその各々につき費用負擔者を定めてゐる、府縣道について言へば府縣がその費用を負擔するを原則としてゐる、これ府縣道が道路法第十一條に依り府縣に於ける交通路たるの見地より——國又は市町村の交通路たるの見地より——認定せられてゐる趣旨と相呼應するのである、若し國家的見地よりしなくては必要ある場合に於ては例外として國庫より補助を與へることも出来るし又特別の事由ある場合に於ては市町村に對して維持及修繕を爲すべきことを命じ且その費用を負擔せしむることが出来ることとなつてゐる、かくの如く道路法は道路は凡て國家の營造物と爲しながら各階級の道路の主たる機能とその費用負擔との間に密接なる實質的關係の存在することを認めて各々の費用負擔者を定めたのである、(此の議論から推して私は國道に關する費用も

原則として府縣の負擔としてある所の現行道路法に反對し國道に關する費用は原則として國庫の負擔と爲すべきものであるといふ持論を抱いてゐる、以上の如くであるから問者の言ふ如く國道や府縣道の新改築費につき地元町村に負擔金を賦課するといふことは國道府縣道の主たる機能としての費用負擔との間に存する實質的關係から觀察して適當なる立法ではなからうと信ずる、例外として維持及修繕費の負擔を命じ得るといふ現行道路法の程度が最も適當なのではあるまいか。又問者は村が直接の利害關係を有せる場合に於ても其の住民を代表して地方公益の僞訴訟當事者となり得る旨の行政裁判所の判例あることよりしても町村に受益者負擔を賦課するのが適當であらうと言つて居られるけれども一般的利益ではなくして局部的利益を促へて賦課するといふ受益者負擔制度の根本趣旨より考ふれば右判例の場合とは同一に斷ずることは出來ないのである。(田中省吾)

問 今般三笠山麓より山頂に至る區間に於て「エスカレーター」敷設を出願せり、右は一般交通の用に供する軌道に準すべき交通機關として軌道法を準用し處理すべき義なるや(奈良吉田生)

答 軌道法第三十一條第一項には「本法ハ一般交通ノ用に供スル軌道ニ準スヘキモノニテ準用ス」とあり同條第二項には「前項ノ軌道ニ準スヘキモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」と規定して如何なるものが此處に所謂一般交通の用に供する軌道に準すべきものなるやは命令を以て指定することになつてゐる、然るに此の命令は未だ制定されてゐないから現在に於ては如何なるものが夫に該當するやは未だ知ることが出來ないわけである、「エスカレーター」は實質上は確かに一般交通の用に供する軌道に準すべきものに該當してゐる此の命令が制定される場合に於ては必ずや其の一として指定されるであらうけれども現在に於ては未定の状態に在るのであるから直ちに軌道法を準用することは出來ない、之が出願に對しては縣に於て警察命令を制定し以て取締を爲すの外致し方ないのである。(田中省吾)

◇ × ————— × ◇